

## 大阪歯科大学における公的研究費の使用に関する行動規範

2022年2月24日制定

この行動規範は、学校法人大阪歯科大学(以下「本学」という)において公的研究費を執行する上で、本学の教職員及びその他公的研究費等の運営・管理に関わる全ての者(以下「構成員」という。)が遵守すべき事項を定めるものである。

1. 構成員は、公的研究費の執行にあたって、関係法令、配分機関が定めるルール及び学内規程等を遵守しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費が国民の税金を原資とするものであることを認識し、公正かつ効率的に執行するとともに、使用についての説明責任を果たさなければならない。
3. 構成員は、公的研究費の執行にあたって、取引業者・研究協力者等との関係において疑念や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の適正な執行にあたらねばならない。
5. 構成員は、公的研究費に関わる学内外の研修会等に積極的に参加し、関係法令、配分機関が定めるルール及び諸規程等の理解に努めなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の不正使用又はその恐れがあることを知った場合は、速やかに申立て窓口等に通報しなければならない。
7. 構成員は、公的研究費の適正な執行を確保するため、実効性ある適切な管理・監査体制の整備に努めなければならない。
8. 構成員は、本学が定める諸規程及びその他関連する法令等に違反し、結果的に不正を招いた場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担しなければならない。

以上